

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路における交通安全対策検討業務 (2019年度)
2 業 者 名	阪神高速技研 (株)
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における事故発生状況および安全対策を継続的に分析・整理・蓄積し、継続的な交通安全水準の向上を図ることを目的とした業務であり、2019年度は、「阪神高速道路の交通安全対策第3次アクションプログラムに基づいた事故多発区間における安全対策検討及び実施した安全対策に係る効果評価等を行うものである。</p> <p>その円滑かつ効率的な実施のためには阪神高速道路における交通管理に係る検討・実施ノウハウやその施策効果等に精通した上で、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研 (株) は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	